

令和4年長浜市議会定例会

令和5年6月定例会月議会

## 報告・資料

- 2 令和4年度長浜市一般会計予算の繰越明許費の繰越しについて（報告）
- 8 令和4年度長浜市病院事業会計予算の繰越しについて（報告）
- 10 令和4年度長浜市公共下水道事業会計予算の繰越しについて（報告）
- 12 指定専決処分した事項について（報告）
- 28 債権の放棄について（報告）

令和4年度長浜市一般会計予算の繰越明許費の繰越しについて（報告）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、令和4年度長浜市一般会計予算の繰越明許費の繰越しについて、次のとおり報告します。

令和4年度長浜市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
			円	円	円	円	円
2 総務費	1 総務管理費	公有財産管理事務経費	2,500,000	2,500,000	0	0	2,500,000
		湖北支所等管理経費	6,219,000	6,219,000	0	0	6,219,000
	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳管理事務経費	7,063,000	6,329,070	0	国庫支出金 6,329,000	70
3 民生費	1 社会福祉費	社会福祉事業施行事務経費	4,172,000	1,593,000	0	県支出金 1,062,000	531,000
		高齢者福祉施設管理運営事業費	70,500,000	70,500,000	0	0	70,500,000
	2 児童福祉費	子育て世帯応援事業費	5,000,000	2,507,000	0	0	2,507,000
		認定こども園園舎等維持管理経費	32,500,000	32,500,000	0	国庫支出金 7,220,000 市債 14,200,000	11,080,000
6 農林水産業費	1 農業費	有害鳥獣対策事業費	27,470,000	19,699,000	0	市債 12,800,000	6,899,000
		土地改良事業費	12,500,000	12,500,000	0	県支出金 12,000,000	500,000
8 土木費	2 道路橋梁費	雪寒対策費	167,000,000	142,700,000	0	国庫支出金 66,561,000 市債 38,800,000	37,339,000
		補助道路整備事業費	65,071,000	64,589,800	0	国庫支出金 28,724,500 市債 24,000,000	11,865,300
		単独道路整備事業費	19,600,000	19,600,000	0	市債 19,600,000	0
		橋梁長寿命化事業費	206,300,000	198,579,100	0	国庫支出金 93,653,000	104,926,100

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源	
			円	円	円	円	円	
	3 河川費	単独河川整備事業費	22,869,000	17,700,000	0	市債 17,700,000	0	
		急傾斜地崩壊対策事業費	91,858,000	79,998,820	0	県支出金 62,519,000 市債 17,300,000	179,820	
		地域整備事業費	143,000,000	134,594,000	0	国庫支出金 57,500,000 県支出金 77,094,000	0	
		地域振興事業費	4,510,000	4,510,000	0	県支出金 4,510,000	0	
	4 都市計画費	田村駅周辺整備事業費	37,507,000	26,404,600	0		26,404,600	
		都市公園整備事業費	87,200,000	73,086,300	0	国庫支出金 35,717,050 市債 33,900,000	3,469,250	
		補助街路整備事業費	171,638,000	153,563,382	0	国庫支出金 64,111,500	89,451,882	
	10 教育費	2 小学校費	小学校校舎等維持管理経費	18,374,000	18,373,300	0	国庫支出金 3,260,000 市債 6,400,000	8,713,300
		3 中学校費	中学校校舎等維持管理経費	1,357,000	1,356,900	0	0	1,356,900
		4 幼稚園費	通園バス管理事業費	8,245,000	8,245,000	0	県支出金 875,000	7,370,000
幼稚園園舎等維持管理経費			12,800,000	12,800,000	0	国庫支出金 3,275,000 市債 6,400,000	3,125,000	
5 社会教育費		図書館管理運営費	1,511,000	1,510,300	0		1,510,300	
6 保健体育費		学校給食センター管理運営事業費	15,300,000	15,300,000	0	0	15,300,000	

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
1 1 災害復旧費	2 農業用施設 災害復旧費	農業用施設災害復旧事業費	円	円	円	円	円
			137,500,000	137,500,000	0	県支出金 91,968,106 市債 29,400,000	16,131,894
	3 公共土木施設 災害復旧費	道路橋梁災害復旧事業費	80,900,000	77,600,000	0	国庫支出金 22,287,000 市債 19,000,000	36,313,000
合 計			1,460,464,000	1,342,358,572	0	国庫支出金 388,638,050 県支出金 250,028,106 市債 239,500,000 その他 0	464,192,416

■令和4年度長浜市一般会計繰越明許費事項別明細書

(単位:円)

課名	款	項	事業名	節	翌年度繰越額	繰越理由
財政課	総務費	総務管理費	公有財産管理事務経費	工事請負費	2,500,000	【緑ヶ浜ポンプ小屋解体工事】 3月補正予算計上したものであり、適正な工期を確保するため。
北部管理課	総務費	総務管理費	湖北支所等管理経費	工事請負費	6,219,000	【湖北支所高圧受電設備改修工事】 世界的な電気部材の供給不足により修繕にかかる部材の入荷が大幅に遅れ、年度内の完了が困難となったため。
市民課	総務費	戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳管理事務経費	委託料	6,329,070	【戸籍総合システムの改修】 戸籍クラウドシステムベンダーのサーバー作業の遅れに加え、生体認証等機器の設置作業に想定以上の期間を要し、年度内の完了が困難となったため。
社会福祉課	民生費	社会福祉費	社会福祉事業施行事務経費	負担金、補助及び交付金	1,593,000	【被災者生活再建支援金】 支援金の申請受付が災害発生日から起算して37月が経過する日の属する月の末日まで可能であり、制度上適切な申請受付期間を確保するため。
長寿推進課	民生費	社会福祉費	高齢者福祉施設管理運営事業費	工事請負費	70,500,000	【旧びわ高齢者福祉センター解体工事】 3月補正予算計上したものであり、適正な工期を確保するため。
子ども家庭支援課	民生費	児童福祉費	子育て世帯応援事業費	委託料	297,000	【長浜市子育て世帯応援給付金(新生児分)】 当該事業の対象が令和4年9月2日から令和5年3月31日までに生まれた児童となっており、令和5年度にまたぐ支給期間が想定されるため。
				負担金、補助及び交付金	2,210,000	
教育総務課	民生費	児童福祉費	認定子ども園園舎等維持管理経費	工事請負費	32,500,000	【認定子ども園空調設備更新工事(六荘・あざい・とらひめ)】 3月補正予算計上したものであり、適正な工期を確保するため。
農業振興課	農林水産業費	農業費	有害鳥獣対策事業費	負担金、補助及び交付金	19,699,000	【獣害防護柵災害復旧事業】 事業規模が大きく、他の災害復旧との調整に時間を要することから、適正な工期を確保するため。
森林田園整備課	農林水産業費	農業費	土地改良事業費	委託料	12,500,000	【ため池耐震診断調査業務委託】 3月補正予算計上したものであり、適正な業務期間を確保するため。
道路河川課	土木費	道路橋梁費	雪寒対策費	備品購入費	26,000,000	【除雪車購入】 除雪車部品の材料不足及び納品困難によって不測の日数を要したことから、年度内に納品ができないため。
北部建設課	土木費	道路橋梁費	雪寒対策費	需用費	16,200,000	【消雪河川水ポンプ修繕(大見)】 豪雨災害によりポンプ施設の被害状況の確認に不測の時間を要したことから、発注時期が遅れ年度内の完了が困難になったため。 【市道田部廣瀬線他消雪設備工事】 3月補正予算計上したものであり、適正な工期を確保するため。 【除雪車購入】 除雪車部品の材料不足及び納品困難によって不測の日数を要したことから、年度内に納品ができないため。
				工事請負費	60,000,000	
				備品購入費	40,500,000	
道路河川課	土木費	道路橋梁費	補助道路整備事業費	工事請負費	53,000,000	【市道小一条今村橋線・市道錦織湖岸線舗装修繕工事】 3月補正予算計上したものであり、適正な工期を確保するため。
北部建設課	土木費	道路橋梁費	補助道路整備事業費	工事請負費	2,806,454	【市道田部木之本線整備事業】 用地予定地の境界確認に不測の日数を要したことから、年度内の完了が困難になったため。
				公有財産購入費	3,603,472	
				補償、補填及び賠償金	5,179,874	
北部建設課	土木費	道路橋梁費	単独道路整備事業費	工事請負費	19,600,000	【市道西山2号線他水路改修工事】 工事予定箇所が狭小で石垣があり、地元との協議・調整や工法の検討、現地精査に不測の日数を要したことから、年度内の完了が困難になったため。 【市道飯浦余呉湖線水路改修工事】 工法について地元との協議・調整に不測の日数を要したことから、年度内の完了が困難になったため。
道路河川課	土木費	道路橋梁費	橋梁長寿命化事業費	委託料	10,300,000	【橋梁(中島橋他)補修工事】 積算業務の外部委託や発注に向けた設計内容確認・打合せに不測の時間を要したことから、年度内の完了が困難になったため。
				工事請負費	188,279,100	
道路河川課	土木費	河川費	単独河川整備事業費	工事請負費	17,700,000	【室町普通河川改修工事】 河川の構造についての地元との協議・調整及び河川沿いの宅地建築に伴う工法の再検討に不測の日数を要したことから、年度内の完了が困難になったため。

課名	款	項	事業名	節	翌年度繰越額	繰越理由
道路河川課	土木費	河川費	急傾斜地崩壊対策事業費	使用料及び賃借料	80,620	【布施地区急傾斜地崩壊対策工事】 残土処分地の変更に伴う関係機関・地元自治会との協議・調整に不測の日数を要したことから、年度内の完了が困難になったため。
				工事請負費	79,918,200	
北部政策課	土木費	河川費	地域整備事業費	工事請負費	134,594,000	【消雪河川水取水施設整備工事(上丹生地区)】 関係機関との協議・調整に不測の日数を要したことから、年度内の完了が困難となったため。
北部政策課	土木費	河川費	地域振興事業費	負担金、補助及び交付金	4,510,000	【生活関連施設等整備交付金(除雪機の購入)】 世界的な電気部材の供給不足により自治会除雪機の納品が遅れ、年度内の機械購入が困難となったため。
都市計画課	土木費	都市計画費	田村駅周辺整備事業費	工事請負費	26,404,600	【市道田村駅南線(北川)暗渠工事】 近接施工について関係機関との協議・調整に不測の日数を要したことから、適正な工期を確保するため。
都市計画課	土木費	都市計画費	都市公園整備事業費	工事請負費	73,086,300	【豊公園再整備工事】 児童公園取壊しにかかる遊具移設に不測の日数を要したことから、適正な工期を確保するため。
道路河川課	土木費	都市計画費	補助街路整備事業費	工事請負費	51,254,477	【地福寺神照線整備事業】 施工区間内のライフラインの移設等について関係機関や地元自治会との協議・調整に不測の日数を要したことから、年度内の完了が困難となったため。 【大成亥山階線整備事業】 建物等の適正な移転準備期間を確保するため。
				公有財産購入費	30,146,362	
				負担金、補助及び交付金	39,677,242	
				補償、補填及び賠償金	32,485,301	
教育総務課	教育費	小学校費	小学校校舎等維持管理経費	需用費	1,373,300	【速水小学校便所改修工事】 3月補正予算計上したものであり、適正な工期を確保するため。 【小谷小学校電気工作物修繕】 世界的な電気部材の供給不足により修繕にかかる部材の入荷が大幅に遅れ、年度内の完了が困難となったため。
				工事請負費	17,000,000	
教育総務課	教育費	中学校費	中学校校舎等維持管理経費	需用費	1,356,900	【木之本中学校電気工作物修繕】 世界的な電気部材の供給不足により修繕にかかる部材の入荷が大幅に遅れ、年度内の完了が困難となったため。
幼児課	教育費	幼稚園費	通園バス管理事業費	備品購入費	8,245,000	【通園バス購入】 世界的な電気部材の供給不足により車両の納品が大幅に遅れ、年度内の完了が困難となったため。 【通園バス安全装置購入】 3月補正予算計上したものであり、適正な工期を確保するため。
教育総務課	教育費	幼稚園費	幼稚園園舎等維持管理経費	工事請負費	12,800,000	【長浜西幼稚園空調設備更新工事】 3月補正予算計上したものであり、適正な工期を確保するため。
生涯学習課	教育費	社会教育費	図書館管理運営費	需用費	1,510,300	【浅井図書館高圧変電設備修繕】 世界的な電気部材の供給不足により修繕にかかる部材の入荷が大幅に遅れ、年度内の完了が困難となったため。
すこやか教育推進課	教育費	保健体育費	学校給食センター管理運営事業費	需用費	15,300,000	【長浜南部学校給食センター調理場床修繕】 3月補正予算計上したものであり、適正な工期を確保するため。
森林田園整備課	災害復旧費	農林水産業施設災害復旧費	農業用施設災害復旧事業費	委託料	73,500,000	【農業用施設災害復旧事業】 冬季期間に突入し搬出残土の受入が停止されたことにより、適正な工期を確保するため。
				工事請負費	64,000,000	
北部政策課	災害復旧費	公共土木施設災害復旧費	道路橋梁災害復旧事業費	委託料	21,600,000	【市道奥川並線災害復旧工事委託】 8月豪雨災害の被災箇所における災害査定後の執行となり、適切な工期を確保するため。
北部建設課	災害復旧費	公共土木施設災害復旧費	道路橋梁災害復旧事業費	委託料	3,000,000	【市道大見いこいの広場線大見橋復旧工事・北川橋撤去工事】 3月補正予算計上したものであり、適正な工期を確保するため。
				工事請負費	53,000,000	

## 令和4年度長浜市病院事業会計予算の繰越しについて（報告）

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づき、令和4年度長浜市病院事業会計予算の繰越しについて、次のとおり報告します。



令和4年度長浜市病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明	
						企業債	寄附金	当年度損益勘定留保資金				
1	長浜病院 資本的支出	1	建設改良費	別館等空調工事	円	円	円	円	円	円	円	債務負担行為により設定していた年度区分額と、当該年度の工事出来高額との間に差が生じたことにより、翌年度の工事費が不足するため(世界的な半導体不足により空調機器の納品が遅れ、当初予定のスケジュールが後ろ倒しになったことによる)
1	長浜病院 資本的支出	1	建設改良費	リニアク建築設備改修工事	円	円	円	円	円	円	円	資材高騰等を受け入札不調(3回)が続き、R4.12議会に予算補正したことから当初予定の工事スケジュールが後ろ倒しになり、年度内に支払う工事費が発生しなかったため。

令和4年度長浜市公共下水道事業会計予算の繰越しについて（報告）

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づき、令和4年度長浜市公共下水道事業会計予算の繰越しについて、次のとおり報告します。

## 令和4年度長浜市公共下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するた な卸資産の購入限 度額	説明		
						国庫支出金	県費補助金	企業債	当年度損益勘 定留保資金等					
1	資本的支出	1	建設改良費	公共下水道整備事業	1,084,500,000	515,995,840	513,822,620	251,911,310	0	236,300,000	25,611,310	54,681,540	0	適正な工事期間を設定 するため。  半導体不足による部材 の納期延期により工事が 遅延したため。

## 指定専決処分した事項について（報告）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定された事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告します。

損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をした。

番号	専決 処分日	事件内容	相手方	損害賠償額	担当課
指定専決 第 2 号	令和 5 年 2 月 2 1 日	令和 5 年 1 月 4 日に長浜市木之本町木之本地先で発生した、消雪設備の管理瑕疵に起因する物損事故。		231,550 円	北部建設課
指定専決 第 3 号	令和 5 年 3 月 2 7 日	令和 5 年 1 月 2 6 日に長浜市西浅井町八田部地先で発生した、除雪車による物損事故。		352,000 円	北部建設課
指定専決 第 6 号	令和 5 年 4 月 1 0 日	令和 5 年 2 月 1 5 日に長浜市高月町落川地先で発生した、公用車による物損事故。		288,600 円	都市計画課
指定専決 第 7 号	令和 5 年 5 月 1 7 日	令和 5 年 3 月 2 8 日に長浜市平方町地先で発生した、公用車による物損事故。		168,740 円	健康推進課
指定専決 第 8 号	令和 5 年 5 月 1 8 日	令和 5 年 3 月 1 8 日に長浜市川道町地先で発生した、市道の管理瑕疵に起因する物損事故。		191,100 円	道路河川課

個人情報保護の観点から氏名等の取扱いについて、特段のご配慮をお願いします。

令和4年度長浜市一般会計補正予算（第14号）

令和4年度長浜市一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,049,316千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58,272,064千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和5年3月31日

長浜市長 浅見 宣義

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税		464,000	△29,365	434,635
	1 地方揮発油譲与税	108,000	△10,496	97,504
	2 自動車重量譲与税	312,000	△20,155	291,845
	4 森林環境譲与税	44,000	1,286	45,286
3 利子割交付金		13,000	△4,461	8,539
	1 利子割交付金	13,000	△4,461	8,539
4 配当割交付金		64,000	21,174	85,174
	1 配当割交付金	64,000	21,174	85,174
5 株式等譲渡所得割交付金		76,000	△8,649	67,351
	1 株式等譲渡所得割交付金	76,000	△8,649	67,351
6 法人事業税交付金		280,000	26,256	306,256
	1 法人事業税交付金	280,000	26,256	306,256
7 地方消費税交付金		2,450,000	300,606	2,750,606
	1 地方消費税交付金	2,450,000	300,606	2,750,606
8 環境性能割交付金		72,000	△8,681	63,319
	1 環境性能割交付金	72,000	△8,681	63,319
9 地方特例交付金		125,200	10,992	136,192
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	0	10,992	10,992
10 地方交付税		14,588,320	1,770,343	16,358,663
	1 地方交付税	14,588,320	1,770,343	16,358,663
11 交通安全対策特別交付金		13,000	△1,515	11,485
	1 交通安全対策特別交付金	13,000	△1,515	11,485
15 県支出金		4,222,462	△27,384	4,195,078
	2 県補助金	1,763,242	△27,384	1,735,858
歳入合計		56,222,748	2,049,316	58,272,064

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		7,282,859	2,049,316	9,332,175
	1 総務管理費	6,304,652	2,049,316	8,353,968
歳 出 合 計		56,222,748	2,049,316	58,272,064



令和4年度長浜市一般会計  
補正予算（第14号）説明書  
専決処分

歳入

(款) 2 地方譲与税

(項) 1 地方揮発油譲与税

目	補正前の額	補正額	計
1 地方揮発油譲与税	108,000	△10,496	97,504
計	108,000	△10,496	97,504

(款) 2 地方譲与税

(項) 2 自動車重量譲与税

目	補正前の額	補正額	計
1 自動車重量譲与税	312,000	△20,155	291,845
計	312,000	△20,155	291,845

(款) 2 地方譲与税

(項) 4 森林環境譲与税

目	補正前の額	補正額	計
1 森林環境譲与税	44,000	1,286	45,286
計	44,000	1,286	45,286

(款) 3 利子割交付金

(項) 1 利子割交付金

目	補正前の額	補正額	計
1 利子割交付金	13,000	△4,461	8,539
計	13,000	△4,461	8,539

(款) 4 配当割交付金

(項) 1 配当割交付金

目	補正前の額	補正額	計
1 配当割交付金	64,000	21,174	85,174
計	64,000	21,174	85,174

(款) 5 株式等譲渡所得割交付金

(項) 1 株式等譲渡所得割交付金

目	補正前の額	補正額	計
1 株式等譲渡所得割交付金	76,000	△8,649	67,351
計	76,000	△8,649	67,351

(款) 6 法人事業税交付金

(項) 1 法人事業税交付金

目	補正前の額	補正額	計
1 法人事業税交付金	280,000	26,256	306,256
計	280,000	26,256	306,256

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 地方揮発油譲与税	△10,496	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 自動車重量譲与税	△20,155	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 森林環境譲与税	1,286	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 利子割交付金	△4,461	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 配当割交付金	21,174	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 株式等譲渡所得割交付金	△8,649	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 法人事業税交付金	26,256	

(款) 7 地方消費税交付金

(項) 1 地方消費税交付金

目	補正前の額	補正額	計
1 地方消費税交付金	2,450,000	300,606	2,750,606
計	2,450,000	300,606	2,750,606

(款) 8 環境性能割交付金

(項) 1 環境性能割交付金

目	補正前の額	補正額	計
1 環境性能割交付金	72,000	△8,681	63,319
計	72,000	△8,681	63,319

(款) 9 地方特例交付金

(項) 2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金

目	補正前の額	補正額	計
1 新型コロナウイルス感染症対策地方 税減収補填特別交付金	0	10,992	10,992
計	0	10,992	10,992

(款) 10 地方交付税

(項) 1 地方交付税

目	補正前の額	補正額	計
1 地方交付税	14,588,320	1,770,343	16,358,663
計	14,588,320	1,770,343	16,358,663

(款) 11 交通安全対策特別交付金

(項) 1 交通安全対策特別交付金

目	補正前の額	補正額	計
1 交通安全対策特別交付金	13,000	△1,515	11,485
計	13,000	△1,515	11,485

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
2 総務費県補助金	146,750	△27,384	119,366
計	1,763,242	△27,384	1,735,858

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 地方消費税交付金	300,606		

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 環境性能割交付金	△8,681		

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 新型コロナウイルス感染症 対策地方税減収補填特別交 付金	10,992		

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 地方交付税	1,770,343	特別交付税	1,770,343

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 交通安全対策特別交付金	△1,515		

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 総務管理費補助金	△27,384	自治振興交付金	△27,384

歳出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
6 財務管理費	1,396,916	2,049,316	3,446,232				2,049,316
計	6,304,652	2,049,316	8,353,968				2,049,316

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
24 積 立 金	2,049,316	□公有財産管理事務経費	2,049,316
		地域福祉基金積立金	300,000
		教育施設整備基金積立金	400,000
		子ども未来教育基金積立金	249,316
		デジタル化推進基金積立金	300,000
		環境と社会経済の好循環創造基金積立金	200,000
		公共施設等総合管理基金積立金	600,000

長浜市税条例の一部改正について

長浜市税条例の一部を改正する条例を次のように制定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和5年3月31日

長浜市長 浅見 宣義



## 長浜市税条例の一部を改正する条例

長浜市税条例（平成18年長浜市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第46条中「第5号の15様式」の次に「若しくは第5号の15の2様式又は施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

第48条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第50条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第98条第1項及び第5項並びに第101条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第14項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第16項を削り、同条に次の1項を加える。

16 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第10条の3第13項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3か月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3か月を経過した後に申告書を提出する場合には、3か月以内に提出することができなかった理由

附則第15条の2の前の見出し及び同条を削り、附則第15条の2の2に見出しとして「(軽自動車税の環境性能割の非課税の範囲の特例)」を付し、同条を附則第15条の2とし、附則第15条の2の3を附則第15条の2の2とする。

附則第15条の6第3項を削る。

附則第16条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「三輪以上のガソリン軽自動車」を「三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

附則第16条の14中「第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」を「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の長浜市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第4条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第18号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第16条の14の規定の適用については、同条中「、第43項若しくは第46項」とあるのは、「若しくは第43項」とする。

債権の放棄について（報告）

長浜市債権管理条例（平成 25 年長浜市条例第 26 号）第 11 条第 1 項の規定により下記のとおり債権を放棄しましたので、同条第 2 項の規定により報告します。

記

令和 4 年度長浜市債権管理条例に基づく債権放棄一覧

担当部署	債権の名称	件数	債権の額	条例第 11 条第 1 項該当事由
一般会計				
都市建設部 住宅課	住宅使用料	1 件	885,203 円	第 1 号
教育委員会事務局 幼児課	保育所・認定こども園給食費負担金	1 件	800 円	第 1 号
休日急患診療所特別会計				
健康福祉部 地域医療課	休日急患診療所診療費	1 件	8,280 円	第 1 号
合 計		3 件	894,283 円	

## 令和4年度における債権放棄について

### 1. 一般会計

担当課	債権の名称	債権額(円)	放棄年月日	債権発生日	放棄した事由(根拠法令等)
住宅課	住宅使用料	885,203	令和5年3月31日	昭和63年12月1日から平成5年3月31日 平成8年2月1日から平成8年3月31日 平成9年1月1日から平成9年3月31日 平成10年12月1日から平成11年3月31日 平成12年6月1日から平成12年8月31日 平成13年6月1日から平成21年3月31日 平成21年6月1日から平成21年8月27日	期間満了(条例第11条第1項第1号)

小計 885,203

担当課	債権の名称	債権額(円)	放棄年月日	債権発生日	放棄した事由(根拠法令等)
幼児課	保育所・認定こども園給食費負担金	800	令和5年3月31日	平成24年1月1日	期間満了(条例第11条第1項第1号)

小計 800

### 2. 休日急患診療所特別会計

担当課	債権の名称	債権額(円)	放棄年月日	債権発生日	放棄した事由(根拠法令等)
地域医療課	休日急患診療所診療費	8,280	令和5年3月31日	平成30年1月28日	期間満了(条例第11条第1項第1号)

小計 8,280

総合計	894,283
-----	---------